

たがわ

(洗心書道会長 佐藤法龍氏 筆)

第123号
2015.8



筑豊炭坑絵巻 山本作兵衛

©YAMAMOTO FAMILY 田川市石炭・歴史博物館所蔵

目次

| | | |
|---------------|--------------|------|
| 表紙 | 筑豊炭坑絵巻 山本作兵衛 | 二頁 |
| 平成二十七年第三回定時総会 | | 二頁 |
| 平成二十七年 | | 二頁 |
| 青年部会・女性部会報告会 | | 二頁 |
| 役員名簿 | | 二頁 |
| 着任のごあいさつ | | 三頁 |
| 田川税務署長 立花隆文 | | 三頁 |
| 税務署新任幹部の素顔 | | 三・四頁 |
| 税務署人事異動 | | 四頁 |
| 税制改正について | | 四頁 |
| マイナンバー制度について | | 五頁 |
| 事業のお知らせ | | 六頁 |
| 事業報告 | | 七・八頁 |
| 事業紹介 | | 九・十頁 |
| 企業紹介 | | 十一頁 |
| 広告 | | 十二頁 |

消費税期限内納付

法人会 一声運動

発行者
(公社)田川法人会
広報委員長
鶴田達哉

田川市中央町 3番75号
TEL (0947) 45-8005
FAX (0947) 45-8105
e-mail t-foujin@fancy.ocn.ne.jp
URL http://t-houjin.jp/

印刷所 (有)相良印刷所

青年部会・女性部会合同報告会を、5月26日(火) 香春町民センターにて開催しました。
平成26年度事業報告、支出報告、平成27年度事業計画についての報告があり、終了後、法人会定時総会・懇親会に出席しました。

平成27年度
青年部会・女性部会
報告会



平成27年度
第3回

定期総会

平成27年5月26日(火)、香春町民センターにて、坂田税務署長をはじめ多くのご来賓をお迎えし、開催しました。
総会では菅原会長が議長となつて議事に入り、平成26年度決算報告、役員選任案等について審議・承認され、平成26年度事業報告、平成27年度事業計画・収支予算について報告がありました。
また、全法連・県連功労者表彰の伝達、田川法人会功労者表彰、大型保障制度加入運動表彰が行われました。



役員名簿

(平成27年5月26日現在)

○法人会 役員数 49名

会長…1名 副会長…6名 専務理事…1名 常任理事…10名 理事…29名 監事…2名

| | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|----|--------|----|--------|
| 会長 | 菅原 潔 | 常任理事 | 中島 正光 | 理事 | 熊木 秀一 | 理事 | 米丸 明秀 |
| 副会長 | 中村 武士 | " | 中村 優 | " | 香月 正美 | " | 嘉久 遥一郎 |
| " | 中島 良一 | " | 加納 仁志 | " | 中野 泰 | " | 金子 泰久 |
| " | 中畑 正人 | " | 鶴田 達哉 | " | 津島 潔 | " | 河井 満 |
| " | 中里 大作 | " | 星野 宗広 | " | 徳野 康博 | " | 北代 淳子 |
| " | 崎山 京 | 理事 | 柏木 正國 | " | 小川 浩一 | " | 重松 康信 |
| " | 田中 睦久 | " | 野田 大介 | " | 鬼丸 昌広 | " | 杉原 悦子 |
| 専務理事 | 渡辺 博之 | " | 桑野 秀幸 | " | 梶原 義勝 | " | 中 英治 |
| 常任理事 | 清水 洋一 | " | 上田 勝士 | " | 西本 泰博 | 監事 | 是澤 知宏 |
| " | 中島 雄二 | " | 野田 重美 | " | 澤村 清太郎 | " | 竹下 由美子 |
| " | 江藤 忠典 | " | 井上 忠俊 | " | 轟 良幸 | | |
| " | 谷口 金蔵 | " | 浦野 義弘 | " | 土橋 敏也 | | |
| " | 市岡 敏生 | " | 真鍋 糸 | " | 山崎 照幸 | | |

○青年部会 役員数 15名

部会長…1名 副部会長…3名 運営専務…1名 理事…9名 顧問…1名

| | | | | | | | |
|------|--------|------|-------|----|--------|----|-------|
| 部会長 | 澤村 清太郎 | 運営専務 | 沖本 雄紀 | 理事 | 杉原 章雄 | 理事 | 小賦 英憲 |
| 副部会長 | 永原 譲太郎 | 理事 | 尾崎 行人 | " | 星野 宗広 | " | 高水 新 |
| " | 吉田 伸也 | " | 浦田 宏 | " | 前田 孝治 | 顧問 | 鬼丸 昌広 |
| " | 香月 太郎 | " | 最所 豊 | " | 江藤 健一郎 | | |

○女性部会 役員数 10名

部会長…1名 副部会長…2名 理事…6名 常任相談役…1名

| | | | | | | | |
|------|--------|----|--------|----|--------|-------|--------|
| 部会長 | 真鍋 糸 | 理事 | 荒木 光子 | 理事 | 杉原 悦子 | 常任相談役 | 渡辺 恵美子 |
| 副部会長 | 北代 淳子 | " | 中島 ミツ子 | " | 成定 征子 | | |
| " | 竹下 由美子 | " | 橋本 ツネミ | " | 浦野 多恵子 | | |

着任のごあいさつ

田川 税務署長

立 花 隆 文



本年7月の定期人事異動で田川税務署長を拝命しました立花でございます。

私は、田川署での勤務は初めてですが、豊かな自然と人情味にあふれ、長い歴史に育まれた文化と伝統ある当地で勤務する機会に恵まれましたことを大変光栄に思っております。

公益社団法人田川法人会の会員の皆様には、日ごろから、納税意識の高揚や税知識の普及に努めていただくなど、税務行政につきましても、深いご理解と格別のご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、田川法人会におかれましては、昭和45年の創立以来、「よき経営者を目

指すものの団体」として、

会員の自己啓発を支援するための各種研修会や小学生を対象とした租税教室の開催など、活発に様々な活動を展開され、納税道義の高揚と企業経営及び地域社会の健全な発展に多大な貢献をされておられます。

また、昭和56年には全国に先駆けて組織の社団化を実現され、組織率は常に全国トップクラスを維持されるなど、組織の強化と会員の増強に熱心に取り組まれており、平成25年の3月には公益社団体の認定を受けられ、公益社団法人田川法人会として、ますます積極的に活動しているところであると伺っております。

これもひとえに、菅原会長様をはじめ、歴代の役員並びに会員の皆様の並々ならぬご尽力によるものと深く敬意を表する次第でございます。

います。

ところで、政府広報等で既にご承知のことと思いますが、平成28年1月から社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度利用開始に向け、本年10月から個人番号及び法人番号が通知されることとなっております。

この制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化につながるものです。

特に法人番号は、その利用範囲に制限がないことから

「①わかる。②つながる。③ひろがる。」という3つのメリットがあり、「①わかる。」とは、法人番号により企業等の法人名称・所在地がわかります。「②つながる。」とは、法人番号を軸に企業等法人がつながります。「③ひろがる。」とは、民間による利活用を促進することにより、法人番号を活用した新たなサービスが広がることを期待されています。

当局といたしましても、マイナンバーの説明会等を実施し、制度の周知及び円

滑な制度導入に向け積極的にサポートさせていただきます。どうか会員の皆様におかれましては、このような税務行政の取組について一層のご理解とご協力を賜りますとともに、今後とも、会員の皆様が他の納税者の模範となり、申告納税制度の

滑な制度導入に向け積極的にサポートさせていただきます。どうか会員の皆様におかれましては、このような税務行政の取組について一層のご理解とご協力を賜りますとともに、今後とも、会員の皆様が他の納税者の模範となり、申告納税制度の

定着と納税意識の向上に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人田川法人会の皆様のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに企業の更なるご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

田川 税務署 新任幹部の素顔

法人課税部門

統括国税調査官

柳 田 定 一



この度の定期人事異動により田川税務署の法人課税部門の統括国税調査官を拝命し、長崎税務署の審理専門官から着任いたしました柳田でございます。

田川 税務署の勤務は、

今回が初めてですが、もともと田川は母親の生まれ故郷であり、身近な地でありますので、田川税務署に勤務できることを大変光栄に思っています。

さて、田川法人会様は、全国でもトップクラスの組織率を生かして、活動的に田川地区の社会の発展に貢献されるとともに、税のオピニオンリーダーとして多大なご支援をいただいております。今後ともより一層の御支援と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

田川税務署 新任幹部の素顔

管理運営・徴収部門
統括国税徴収官

百衣 みゆき



この度の定期人事異動
で、小倉税務署から参り
ました百衣でございます。
田川法人会の皆様方に
は、これまで租税教室の

講師勉強会等で何度かご
一緒させていただき、大
変お世話になっておりま
す。

田川税務署の勤務は初
めてでございますが、豊
かな自然に恵まれた歴史
と伝統のあるこの地で勤
務できることを大変嬉し
く思っております。

さて、管理運営・徴収
部門では、期限内収納の
確保と滞納の圧縮に努め

ているところでございま
すが、これらの実現に当
たりましては関係民間団
体の皆様方のご理解とご
協力が不可欠であると考
えております。

皆様方には今後とも税
務行政に対しましてご支
援、ご協力を賜りますよ
うよろしくお願いいたし
ます。

個人課税部門
統括国税調査官

岩久 菊浩



この度の定期人事異動
で、博多税務署から参り

ました岩久でございます。
田川税務署の勤務は初

めてですが、当地は風光
明媚で、人情味あふれる
地と伺っており、この地
で勤務できることを大変
うれしく思っております。
さて、個人課税部門で

目標の一つとなっております。

この目標の達成には、
関係民間団体の皆様方
のご理解とご協力が不可欠
であると考えております。
前任者同様、よろしくお
願いします。

平成27年度の定期人事異動で
田川税務署職員が替わりました。

お世話に
なりました

署長 坂田 圭介

総務課主任 田中 伸明

管理運営・徴収
統括徴収官 中富 邦芳

個人課税統括調査官 松本 稔

個人課税 坂本 健一

法人課税統括調査官 渡邊 哲生

法人課税 佐賀 雅章

よろしく
お願いします

署長 立花 隆文

総務課 田中 佑季

管理運営・徴収
統括徴収官 百衣 みゆき

個人課税統括調査官 岩久 菊浩

個人課税 吉田 知明

法人課税統括調査官 柳田 定一

法人課税 福島 啓一

平成27年度 速報版 税制改正のあらまし

法人税関係

1 法人税率の引下げ

法人税の税率が23.9%（現行25.5%）に引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率の引下げも行われ（「地方税関係」参照）、これにより法人実効税率は次のとおりとなります。

| | 現行 | 改正案 | |
|--|--------|-----------------------|-----------------------|
| | | 平成27年4月1日以後 開始事業年度 | 平成28年4月1日以後 開始事業年度 |
| 法人税率 | 25.5% | 23.9% | 23.9% |
| (参考) 法人向け法人事業税所得割 ※地方法人特別税を含む ※年800万円超所得分の標準税率 | 7.2% | 6.0% | 4.8% |
| (参考) 同・地方の法人実効税率 ※標準税率ベース | 34.62% | 32.11% (▲2.51%) | 31.33% (▲3.29%) |

また、中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、2年延長されます。

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

2 欠損金の繰越控除制度の見直し

(1) 欠損金の控除限度額の引下げ

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、段階的に引き下げられます。ただし、中小法人等については、現行の控除限度額（所得金額の100%）が存置されます。

| | 現行 | 改正案 | |
|-----------|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 平成27年4月1日以後 開始事業年度 | 平成29年4月1日以後 開始事業年度 |
| 欠損金の控除限度額 | 繰越控除前の 所得金額の80% | 繰越控除前の 所得金額の65% | 繰越控除前の 所得金額の50% |

(2) 繰越期間の延長

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が10年（現行9年）に延長されます。これに伴い、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間が、それぞれ10年（現行9年）に延長されます。

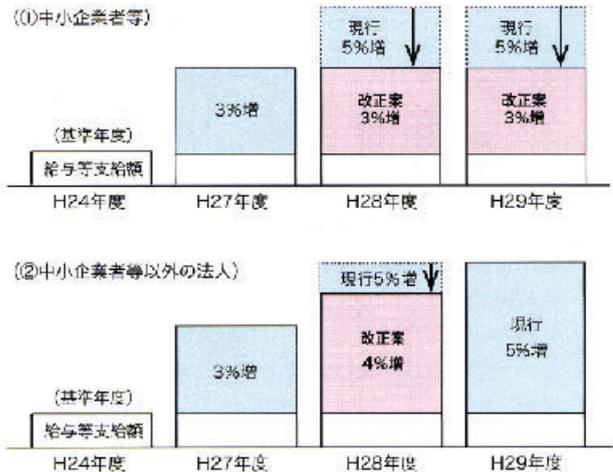
適用時期

(1)の改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

(2)の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

3 所得拡大促進税制の見直し

雇用人給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用人給与等支給増加割合の要件について、次の見直しが行われます。



適用時期

①の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。②の改正は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

4 地方拠点化税制の創設

企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、地域再生法の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の承認を受けた企業に対して、一定の建物等に係る投資減税（特別償却又は税額控除）、雇用促進税制の特例が講じられます。

(例) 東京23区からの移転の場合

- ① 本社等の建物等に係る投資減税…特別償却25%又は税額控除7%（27・28年度。29年度は4%）
- ② 雇用促進税制の特例…地方拠点の増加雇用人数1人あたり最大80万円の税額控除（最大の場合、3年間合計で140万円）

適用時期

投資減税については、地域再生法の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の承認を受けた日から2年以内に取得等をする建物等について適用されます。

また、雇用促進税制の特例については、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

社会保障・税番号制度の早わかり



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税番号制度の概要

- 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。
- 平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。
- 個人番号は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。
- 個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等(※)に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。
- (※) 設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます。（詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。）
- 法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。
- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

特定個人情報の保護措置の必要性

- 番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント

ポイント① 税務関係書類に番号を記載していただく必要があります！

| 番号の記載が必要となる時期（例） | | |
|------------------|------------------------------|--|
| | 記載対象 | 一般的な場合の提出時期 |
| 所得税 | 平成28年分以降の申告書から | (平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで |
| 法人税 | 平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から | (平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで |
| 法定調書(注) | 平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から | (例)平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで |
| 申請書届出書 | 平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から | 各税法に規定する、提出すべき期限 |

(注)法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。



ポイント② 申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります！

- 税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
 - 2 通知カード (番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)
- 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
 - 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写が表示されます。

通知カード (イメージ)



個人番号カード(イメージ) 表面 裏面



租税教育推進事業

第20回 親と子の映画祭

親と子のふれあいを通じて、児童の健全育成に役立てていただくため、夏休み恒例の親と子の映画祭を開催します。



日時 平成27年 8 月 8 日(土)
13時30分～15時30分

上映 「名探偵コナン—業火の向日葵—」

場所 田川文化センター
(田川市平松町 3 - 3 6)

最新作

対象者 小学生と保護者

入場料 無料

※入場整理券を田川市郡内の金融機関等で配布しています。

田川法人会ホームページ (<http://t-houjin.jp/>)
からもダウンロードできます。



- ・後援 田川市郡教育委員会
- ・お問い合わせ
田川法人会 事務局
TEL 4 5 - 8 0 0 5



税金〇×クイズ

将来を担う子供たちに、税に関心を持ってもらうことを目的に、映画上映後に「税金〇×クイズ」を実施します。

参加していただいた子供たちには、コナングッズ等の景品を準備しています。

—企業の税務コンプライアンス向上のために—

自主点検チェックシート・ガイドブック

を活用しましょう



法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しており、この取り組みは、国税庁後援事業でもあります。

こうした「自主点検」が簡単にできる「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成しましたので、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

「自主点検チェックシート・ガイドブック」
入手方法について

※田川法人会の各種研修会等で配布予定です。

※田川法人会ホームページ <http://t-houjin.jp/>
全法連ホームページ

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>
からダウンロードできます。

優良企業見学研修

■ 期 日

平成27年9月28日(月)

■ 場 所

ダイハツ中津工場
安心院葡萄酒工房

■ 参加人員

80名

会員以外の方もご参加いただけますので、どうぞお誘いください。実施要領は、ハガキにてご案内いたします。



昨年の様子

税金クイズ

■ TAGAWA コールマイン

フェスティバル

平成27年11月1日(日)

■ 管内道の駅

平成27年11月7日(土)・

14日(土)・28日(土)

青年部会・女性部会では、税に對して関心を深めて頂くこと、「税を考える週間」行事の一環として税金クイズを実施し、毎年、多くの地域住民の方にクイズに挑戦して頂いています。今年度も、管内のイベントや道の駅での実施を予定しておりますので、ぜひご参加ください。景品も用意しております。



チャリティー ゴルフ大会

■ 期 日

平成27年10月6日(火)

■ 場 所

鷹羽ロイヤルカントリークラブ

毎年恒例のチャリティーゴルフ大会を今年度も実施致します。チャリティーの収益金は、田川市郡の社会福祉協議会を通じて地域社会に役立てて頂きます。さらに、この大会のもう一つの目的は、参加された方々の親睦と異業種交流です。ぜひこの機会に、有意義な一日を過ごされて下さい。1名様からのご参加も大歓迎でお待ちしています。(厚生委員長 加納 仁志)



事務局からお願い

◆平成27年度年会費納付のお願い
平成27年度年会費の納付がお済みでない方は、左記口座へお振込みください。よろしくお願いいたします。

| | | | |
|-------------|--------------|----|---------|
| (公社)田川法人会会長 | 菅原 潔(スガハラヨシ) | 名義 | 口座番号 |
| | 普通預金 | | 33203 |
| 田川信用 | 支店 | 〃 | 1105011 |
| 福岡銀行 | 支店 | 〃 | 1201446 |
| 〃 | 支店 | 〃 | 763427 |
| 〃 | 支店 | 〃 | 999345 |
| 〃 | 支店 | 〃 | 1018345 |
| 〃 | 支店 | 〃 | 604967 |
| 西日本シティ | 支店 | 〃 | 953745 |
| 〃 | 支店 | 〃 | |

☆口座振替をお願いします。手続料無料。手続きは事務局まで。

◆法人の名称・所在地・代表者・電話番号等の変更が生じた時は、事務局へご連絡下さい。

TEL 458005
FAX 458105
事務局

e-Tax花植え

3月2日(月)、e-Tax普及促進のため設けている田川税務署の花壇に、青年部会、女性部会で今年も花を植えました。



新春特別講演会

3月19日(木) 田川青少年文化ホールにて、田川商工会議所との共催により特別講演会を実施しました。

今回は、落語家の三遊亭歌之介氏をゲストにお迎えし「爆笑の人生アドバイスク出会いをいつも大切にしたい」というタイトルで講演いただきました。

新たな出会いが人生を変える事や生き方のアドバイス、また、現在の日本の状況や今後の経済・政治等を落語家視点からおもしろおかしく、講演していただきました。

会場は立見が出るほどの状況で、講演にお越しになられた方から大きな笑い声が会場に響き渡りました。すばらしい講演会でした。

(研修委員 鬼丸 昌広)



パソコン講習会



7月6日から22日、たがわ情報センターにて、Excel簡単コース・応用コースを実施し、各コース10〜20名の方に受講いただきました。

新設法人説明会

7月2日(木) 田川税務署にて、新設法人を対象に実施し、13名の方にご参加いただきました。

田川税務署法人課税部門担当官より、テキスト「会社の税金ガイドブック」をもとに説明していただき、引き続き、マイナンバー制度についての説明をしていただきました。

また、田川法人会中島組織委員長より、法人会の活動方針や事業活動等についての説明があり、法人会への加入勧奨をいたしました。



決算説明会

7月27日(月) 田川市民会館にて、1〜6月決算の法人を対象に説明会を実施し、34名の方にご参加いただきました。

田川税務署法人課税部門担当官、九州北部税理士会田川支部所属の佐竹税理士より、決算・申告の実務についてお話しいただきました。



ペットボトルキャップ・古切手の収集

女性部会では、海外医療協力等に役立てていただくため、ペットボトルキャップと古切手の収集を行っております。

なお、ペットボトルキャップについては、新たな活用先を検討中です。引き続き、ご協力くださいますよう、お願い致します。



女性部会 税務研修

1月27日(火) 税務研修会と新年の懇親会を開催いたしました。
 坂田税務署長様には、「各種賞金と所得税(源泉所得税)とときどき消費税」と題して講話をいただきました。例えば「宝くじは申告しなければならぬか」など、クイズ方式で楽しく、またくわしく解説していただき、考えさせられたり、とても勉強になりました。
 懇親会でも会話がはずみ、楽しいひとときを過ごすことができました。

(女性部会長 真鍋 糸)



絵はがきコンクール

女性部会では、租税教室を実施した小学6年生を対象に、「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。

平成26年度は、大藪小、弓削田小、鎮西小、糸田小、添田小、中元寺小、津野小、川崎東小、真崎小、弁城小の10校、303名の児童の方に応募して頂きました。その中から、最優秀賞、優秀賞各1作品、税務署長賞、法人会会長賞、女性部会長賞各2作品を選考し、表彰しました。
 応募いただいた作品は、市民会館、町役場、たがわ情報センター、田川税務署へ展示しました。



▶大藪小



▶弓削田小



▶川崎東小



▶真崎小

第10回法人会

全国女性フォーラム福岡大会

4月16日(木)、第10回全国女性フォーラム福岡大会に、田川法人会女性部会より5名が出席致しました。大会のキャッチフレーズは、『アジアの息吹体感し、女性の和を拡げよう！』次代を担う子どもたちのために女性の力発揮して〜』で、福岡の女性の熱い思いが込められています。会場はヒルトン福岡シーホークで、1700名もの方が全国から集まり、盛大な式典となりました。

記念講演は藻谷浩介氏の「女性がつくる日本・地域の元氣〜未来を担う子どもたちへ〜」で福岡大会にぴったりの題で面白く楽しく拝聴しました。懇親会は、福岡、特に博多ならではのおもてなしに皆さん大変満足され、ありがたうの言葉をかけてもらえました。無事、地元での開催が終わりとても勉強になりました。

(女性部会長 真鍋 糸)



クリアファイルの配布

「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品を掲載したクリアファイルを、2月17日から20日にかけて、教育委員会を通じて、管内の小学6年生へ配布しました。



▶赤村



▶香春町



▶添田町



▶川崎町

租税教室体験発表

5月27日(水)、田川市郡の教育関係者・税務関係者・税務関係団体で構成されている『租税教育推進協議会』の定時総会にて、租税教室講師を務めた青年部会沖本運営専務が、体験発表をしました。



大型保障制度推進運動

法人会の大型保障制度は、企業を取り巻くリスクに対し、万が一の時にはその負担を大幅に軽減し、会員企業の存続を図ることを目的とした、会員企業しか入ることのできない保障制度です。企業を取り巻く環境は、一層厳しい方向に変化しているのに対し、何年も前に契約した保険のまま……という会員企業もおられるのではないのでしょうか。会員企業の自己防衛と福利厚生制度の充実、そして法人会の円滑な運営のために、勉強会も進めてまいりますので、皆様方の更なるご協力をお願い致します。

(厚生委員長 加納 仁志)



有限会社 沖本縫製



代表取締役
沖本 孝一

弊社は、1985年にコンテナバッグ製造事業所として設立し、『高品質の製品を市場へ提供する』を基本理念として掲げ、設立以来事業展開をして参りました。

1992年には、工業用マシンに加え圧着機・プレス機等の設備投資と増築を行い、更に2006年には、弊社縫製

技術が認められ、自動車部品産業に参入することが出来ました。

参入により、モノ造りの基本であるQCD（品質・コスト・納期）バランスを修得し、安定した品質のモノ造りに徹する意識が定着しました。

現在、更なる飛躍と世界で通用する会社を目指し、新体制と新規設備投資を計画しているところです。



住 所 田川郡川崎町大字川崎362
T E L 0947-72-3370
F A X 0947-72-5956
営業種目 総合縫製企業
E-mail okimoto@okimotohousei.co.jp
U R L <http://www.okimotohousei.co.jp/>

上田川運送有限会社 オートクラブ上田川



常務取締役
平原 日出夫

弊社は昭和30年に運送会社として設立し、地域産業を支える流通・荷役事業として石炭、硅砂、セメントの輸送・建設資材、土砂運搬・クレーン事業等で田川の振興、発展に永年に渡り寄与してまいりましたが、平成21年に石炭、セメント産業の衰退により運輸需要

が激減し、運送部門を閉鎖するに至りました。現在は昭和61年より開業した「オートクラブ上田川」にて自動車の整備、販売を主な業務としております。

運送部門は有りませんが、法人名は「上田川運送有限会社」のままとなっております。創業当時の名称を変えたくなくそのまま使っております。

自動車販売、車検、修理、損害保険等の提供で地域の皆様のお役に立てるよう頑張りたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。



住 所 田川郡添田町大字添田2362-1
T E L 0947-82-3307
営業種目 自動車販売（新車・中古車）、車検（民間車検）、自動車整備、修理、部品販売、損害保険各種 他
E-mail autoclub@tau.bbq.jp
U R L <http://www.2ocn.ne.jp/~autoclub/>

法人会アンケート調査システムにご登録ください。

登録は全法連HPから
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

法人会アンケート調査システムとは…？

メールで景況感や法人会活動についての意見を調査し、法人会事業の参考としています。

また、調査結果を全法連HPで公開するとともに、マスコミにも提供し、パブリシティの向上に役立てています。



住所・名義変更/保険料のお支払
入院給付金・保険金の請求手続きなど

法人会会員の皆様 お気軽にご来店ください！
保険なんでも相談 実施中！



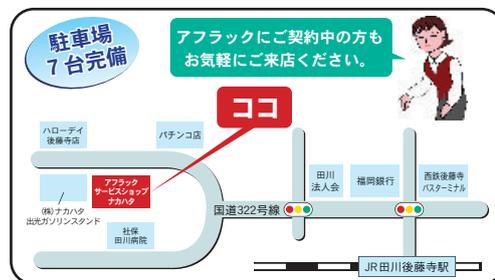
アフラックサービスショップ田川店

募集代理店 株式会社ナカハタ

 **0120-554-336**

営業時間：月～土（祝・祭日を除く）9：00～18：00

〒826-0024 田川市西本町539 FAX 0947-46-0882



《引受保険会社》アフラック北九州支社

〒802-0005 北九州市小倉北区堺町1-2-16 十八銀行第一生命共同ビル8階 TEL 0120-5555-95



全国の中小企業経営者の
みなさまへ。
この国を支える
あなたを、
保険の力で支えたい。

長くつづく会社が多い国は、
いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。



福岡支社 筑豊営業所/飯塚市新立岩12-37 (第3綜合ビル4F A室)
TEL 0948-22-0934